

地域活性化応援隊事業

市では、市民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進するため、市民の皆さんが主体となって進める身近な地域のまちづくりを、市職員が地域に出向き一緒になって考え行動する「地域活性化応援隊」を結成しました。

地域のにぎわいや課題の解決など、応援隊員が地域をサポートします。

地域活性化応援隊は、公募により登録された職員有志により、新たに結成されました。応援隊員は、地域が主体となって進める取り組みに対し、地域からの要請に基づき、「地域と行政のパイプ役」として、また「地域のまちづくりを支援するコーディネーター」として、自己の職務に支障のない範囲内で、地域に出向いて地域づくりをサポートします。

▶ 応援隊員の活動内容

- ① 地域活性化のために必要な行政情報の提供・助言
- ② 地域と行政との連絡調整
- ③ その他、地域活性化の推進に関すること

ただし、次のような地域づくりの支援を目的としない活動はサポートできません。

- ・団体の事務などの手伝い
- ・地域内での冠婚葬祭、祭礼の手伝い
- ・個人的な要望、苦情などの処理

▶ **申し込み** 企画政策課または生活課で配布している派遣要請書に必要事項を記入のうえ、派遣を希望する期日のおおむね1カ月前までに企画政策課へ提出してください。

▶ **派遣の決定** 派遣要請書の内容などを審査し、派遣の可否を決定します。結果は、要請者あてに通知します。

▶ **問い合わせ** 企画政策課政策担当（内線311）

地域安心ふれあい事業

「すべての人がお互いに支えあい、誰もが生き生きと暮らせる共生のまち 行田」を目指し、地域福祉推進の新たな取り組みとして、「地域安心ふれあい事業」を開始しました。

市民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるため「ふれあい見守り活動」を進めるとともに、公的サービスでは対応しきれない「谷間」のサービスを「いきいき・元気サポーター」により提供しています。

① ふれあい見守り活動

地域での見守り、声かけ、助け合い活動に必要な地域の情報を把握するため、平成21年度はモデル地区（忍、行田、佐間、長野）で「支えあいマップ」の作成を進めてきました。平成22年度以降は市内全域に拡大し、地域ごとにふれあい見守り活動を行います。

② いきいき・元気サポート制度

支援が必要な方の日常生活を支えることを目的として、地域の助け合い、支えあいのボランティア（いきいき・元気サポーター）活動を行います。4月1日現在、95人がサポーターとして登録しており、買物支援、掃除、庭の手入れなどのサービスを提供していますので、ぜひご利用ください。

▶ **申し込み** 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400 または NPO法人さくらメイト ☎553-0913

▶ **費用** 30分350円（事前に利用券を購入してください）

※市では、サポーターも随時募集していますので、高齢者福祉課へ申し込みください。

▶ 問い合わせ

①は福祉課トータルサポート推進担当（内線279）

②は高齢者福祉課高齢福祉担当（内線223・278）

地域活性化活動補助事業

地域の活性化や地域コミュニティの再生につながるような地域の自発的な取り組みに対し、補助金を交付します。

元気で魅力あるまちづくりを進めるため、ぜひ、ご活用ください。

▶ **対象事業** 市内の特定の地域または市内全域を対象として、地域の活性化、地域コミュニティの再生などにつながる、新たな事業や既存の活動を拡充する事業で、市民の皆さんの自発的な参加によって行われる公益性のある事業とします。ただし、次のような事業は補助対象となりません。

- ・市の他の補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業
- ・他の団体を補助する事業
- ・政治、宗教または営利を目的とする事業
- ・その他、補助することが適当でないと認められる事業

▶ **対象団体** 5人以上の構成員を有する民間団体（法人格の有無は問いません）

▶ **補助金額** 予算の範囲内において1,000円以上10万円以内

▶ **補助率** 補助金交付対象経費の10分の10以内。ただし、次のような経費は補助金の交付対象となりません。

- ・団体の経常的な運営維持管理費
- ・団体の構成員（会員）に対する人件費、謝礼、交通費
- ・飲食費（事業の実施にあたり、必要と認められるものを除く）
- ・備品購入費（事業の実施にあたり、必要と認められるものを除く）
- ・その他、補助することが適当でないと認められる経費

▶ **申請方法** 5月10日（月）から生活課で配布する申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに6月25日（金）までに同課へ提出してください。

▶ **補助金交付の決定** 行田市地域活性化推進委員会による審査結果に基づき決定し、すべての団体に通知します。

▶ **問い合わせ** 同課市民活動担当（内線252）

▶ **問い合わせ** 企画政策課政策担当（内線311）